

# 下諏訪町 住宅耐震化緊急促進アクションプログラム

[ 令和6年度 ]

## 1. 目的

下諏訪町耐震改修促進計画(第Ⅲ期)に定めた目標達成に向け、住宅所有者の方に耐震化に対する理解を更に深めてもらうことが重要です。このため、下諏訪町住宅耐震化緊急促進アクションプログラム(以下「アクションプログラム」という。)では、住宅の耐震化に係る取組を位置付け、住宅の所有者に対して、住宅耐震化の普及啓発及び情報提供の充実を図り、耐震化を推進することを目的とする。

## 2. 位置づけ

アクションプログラムは、下諏訪町耐震改修促進計画(第Ⅲ期)第2「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策」に基づいた具体的な施策を定めるものであり、同計画の別紙として位置付けるものとする。

## 3. 対象区域

対象区域は、下諏訪町内全域とする。

## 4. 計画期間

下諏訪町耐震改修促進計画(第Ⅲ期)に定めた、耐震化の目標率92%の達成に向け、令和3年度から令和7年度までの5年間を計画期間とする。

ただし、社会経済状況や関連計画の改定、本アクションプログラムの進捗状況等に適切に対応するため、必要に応じて検証し、見直しや期間延長などを検討する。

## 5. 対象となる住宅

対象となる住宅は、昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅(長屋、共同住宅及び賃貸住宅を除く)とする。

## 6. 財政的支援

- i)住宅の耐震診断費に対する補助を実施。
- ii)住宅の補助設計等費及び耐震補強工事に対する一部補助を実施。
- iii)住宅の除却工事費に対する一部補助を実施。

## 7. 普及啓発

- i)住宅所有者に対して直接的に耐震化を促す取組
  - ・対象区域内の全ての住宅所有者に対して、耐震化普及啓発資料のダイレクトメール等による送付により、直接的に耐震化を促す取組を行う。
- ii)耐震診断実施者に対する耐震化促進
  - ・耐震診断後、一定期間を経過しても耐震改修を行っていない住宅所有者に対しては、耐震化普及啓発資料の送付や戸別訪問により、耐震改修に対する意向の確認を行う。
  - ・耐震診断結果の報告時に耐震化普及啓発資料等による事業案内を行い、耐震化を促す。
- iii)改修事業者の技術力向上等
  - ・耐震改修事業者の技術力向上を図る講習会を長野県と連携して実施する。
  - ・耐震改修事業者リストを公表する。
- iv)一般への周知等
  - ・広報誌及び班回覧、ホームページへの情報掲載等により、耐震化の必要性について周知する。
  - ・防災訓練等のイベント時に、耐震化を促すブースの展示による周知を図る。
  - ・一般住民を対象とした説明会・セミナー等を実施する。
  - ・パンフ・チラシ・リーフレット等を作成・配布する。

## 8. 実績の自己評価 及び 公表

当該年度毎に、町の取組内容、耐震診断及び耐震改修補助の実績を自己評価するとともに、取組内容及び実績を町のホームページにて公表する。